

「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="383 368 853 400">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="557 445 1120 743"> 平成27年4月13日 中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定 平成30年4月12日 一部改正 令和5年4月18日 一部改正 令和6年4月16日 一部改正 </p> <p data-bbox="141 831 192 858">(略)</p> <p data-bbox="129 906 1115 1050"> 1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第2部会へ付議するものとする。 </p>	<p data-bbox="1397 368 1868 400">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="1572 445 2134 667"> 平成27年4月13日 中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定 平成30年4月12日 一部改正 令和5年4月18日 一部改正 </p> <p data-bbox="1160 831 1211 858">(略)</p> <p data-bbox="1149 906 2134 1050"> 1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会又は第2部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第3部会へ付議するものとする。 </p>